

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童扶養手当の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県知事

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法(以下「法」という。)に基づき、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき、当該児童について手当を支給している。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①法第6条に基づく認定請求に関する事務②児童扶養手当証書に関する事務③法第8条に基づく額改定に関する事務④法第16条に基づく未払の手当に関する事務⑤法第28条に関する事務⑥法施行規則第3条に基づく届出に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1.児童扶養手当システム2.統合宛名管理システム3.中間サーバー4.住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第56の項2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">1. 番号法第19条第8号2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「別表省令」という。)第2条の17の項、20の項、42の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項、161の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">1. 番号法 第19条第8号2. 別表省令第2条の81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生部こども家庭室こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
県内の福祉事務所を有しない町村(舟橋村・上市町・立山町・入善町・朝日町)	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先
富山県経営管理部法務文書課情報公開係
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
076-444-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先
富山県厚生部こども家庭室こども未来課家庭福祉担当
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
076-444-3209

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

＜選択肢＞

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[委託しない]

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[提供・移転しない]

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[接続しない(入手)]

[接続しない(提供)]

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。そのうえで、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。 また、児童扶養手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様となっており、作業者と別の者によるチェック等も行っている。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月21日	I 関連項目 5①、②	厚生部児童青年家庭課	厚生部子ども支援課	事後	
令和1年5月21日	I 関連項目 8	厚生部児童青年家庭課家庭係	厚生部子ども支援課家庭福祉係	事後	
令和1年5月21日	II しきい値判断項目 1	平成27年7月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年5月21日	II しきい値判断項目 2	平成27年7月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年5月21日	IVリスク対策		(新規項目)	事後	様式変更による修正
令和2年7月7日	II しきい値判断項目 1	平成31年3月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年7月7日	II しきい値判断項目 2	平成31年3月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年9月28日	I 関連情報 7	富山県経営管理部文書総務課情報公関係	富山県経営管理部総務課情報公関係	事後	
令和3年9月28日	情報ネットワークシステムによる情報連携	(別表第二における情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二の13の項,16の項,26の項,300の項,47の項,64の項,65の項,87の項,116の項	(別表第二における情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表第二の13の項,16の項,26の項,300の項,47の項,64の項,65の項,87の項,116の項	事後	番号法の一部改正による修正
令和3年9月28日	情報ネットワークシステムによる情報連携	(別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号,別表第二の57の項 2. 別表第二省令第31条	(別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号,別表第二の57の項 2. 別表第二省令第31条	事後	番号法の一部改正による修正
令和7年12月1日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項,別表第一の37の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第29条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項,別表第56の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第29条	事後	番号法の一部改正による修正
令和7年12月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号,別表第二の13の項,16の項,26の項,300の項,47の項,64の項,65の項,87の項,116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号,別表第二の57の項 2. 別表第二省令第31条	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「別表省令」という。) 第2条の17の項、20の項、42の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項、161の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 別表省令第2条の81の項	事後	番号法の一部改正による修正
令和7年12月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	厚生部子ども支援課	厚生部こども家庭室こども未来課	事後	
令和7年12月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富山県経営管理部総務課情報公関係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 076-444-3111	富山県経営管理部法務文書課情報公関係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 076-444-3111	事後	
令和7年12月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	富山県厚生部子ども支援課家庭福祉係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 076-444-3209	富山県厚生部こども家庭室こども未来課家庭福祉担当 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 076-444-3209	事後	
令和7年12月1日	II-1. 対象人数	令和2年6月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年12月1日	II-2. 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年12月1日	V-8. 人手を介在させる作業	—	(新規項目)	事後	様式変更による修正
令和7年12月1日	V-11. 最も優先度が高いとされる対策	—	(新規項目)	事後	様式変更による修正